

諮問番号：平成 30 年度諮問第 2 号

答申番号：平成 30 年度答申第 4 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 30 年 3 月 5 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、次に掲げる部分については認容されるべきであり、その余については棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

- 1 審査請求人に係る平成 29 年 6 月 1 日の手術前受診の際の宿泊料
- 2 審査請求人に係る平成 29 年 9 月 1 日の退院の際の交通費
- 3 審査請求人の長女に係る平成 29 年 6 月 28 日から同年 6 月 30 日までの手術立会いにおける交通費及び宿泊料

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人に関し、平成 29 年 6 月 2 日の受診は、医療機関から指定されたものであり、患者側の都合で受診時間等を指定することはできず、前泊が必要であった。同年 9 月 1 日の退院時の帰宅については、手術後であり、主治医から高速バスのステップ高さ 45 cm の昇降は困難であると明示されており、タクシーの利用はやむを得なかった。また、退院後の平成 29 年 9 月 22 日及び同年 10 月 27 日の通院については、主治医から疼痛が強い場合はレンタカーの利用もやむを得ないと明示されている。よって、審査請求人に係る移送費を不支給としたことは納得できない。

さらに、審査請求人の手術に関し、主治医から、家族の手術前説明会の同伴や手術時の立会い、洗濯等の入院介助の必要性等が明示されている。よって、審査請求人の長女（以下「長女」という。）に係る移送費を不支給とし

たことは納得できない。

以上により、本件処分の取消しを求める。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求の一部については認容されるべきであり、その余については棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求の一部については認容されるべきであり、その余については棄却されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 事後の申請に係る支給の適否

処分庁は、審査請求人に対して移送費については原則として事前申請が必要であることを十分に説明しておらず、審査請求人は事前の申請を行うことが困難であったと認められる。よって、今回は「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)第2編問60の3に基づき、「緊急の場合」に準じて取り扱い、内容確認の上、給付を行うことは差し支えない。

#### (2) 審査請求人に係る移送費の支給について

##### ア 手術前受診の際の費用(平成29年6月1日の宿泊料)

通院のために利用する高速バスの到着時刻等を考慮すれば、医療機関の受診予定時刻に確実に間に合うようにするためには前泊することはやむを得なかったものと認められる。しかし、処分庁は、給付の要否の決定を行うに当たり、前泊の必要性について問答集第2編問65に基づく検討を行ったとは認められず、これを不支給とした処分庁の決定は不当である。

##### イ 退院の際の費用(平成29年9月1日の交通費)

審査請求人が、通院する医療機関の主治医に記載を依頼して提出した平成29年12月15日付け「一連の受診についてのご確認、ご見解、

ご記入依頼書」(以下「主治医の見解書」という。)では、同様の手術を受けた者が退院する際は家族運転の乗用車かタクシーを通常利用すると記載されているものの、これをもって、扶助費を支給すべき「経済的かつ合理的な経路及び交通手段」と認めるべきとまで判断することはできない。しかし、物理的な距離から、退院時にも何らかの交通手段を用いる必要性があることは明らかであることから、処分庁が認める経済的かつ合理的な経路・手段を用いた場合に要する交通費相当分については支給する必要があったものと認められる。

ウ 退院後経過観察の際の費用(平成29年9月22日及び同年10月27日の交通費等)

生活保護制度においては、問答集第1編問3-20により、被保護者による自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として容認されないこととされている。したがって、本件において、審査請求人のレンタカー使用は容認できず、この点不支給とした処分庁の決定は不当ではない。

(3) 長女に係る移送費の支給について

ア 手術前説明同行の際の費用(平成29年6月1日から同年6月2日までの交通費及び宿泊料)

医療扶助の移送費の給付について、この長女の移動は、審査請求人の医学的管理等のための付添いを目的としたものではなく、給付の対象ではない。また、生活扶助の移送費の給付について、この長女の移動は、審査請求人の入院中のものではなく、給付の対象と認められない。よって、この点不支給とした処分庁の決定は不当ではない。

イ 手術立会いにおける費用(平成29年6月28日から同年6月30日までの交通費及び宿泊料)

医療扶助の移送費の給付について、この長女の移動は、審査請求人の医学的管理等のための付添いではないことから、給付の対象とは認められない。また、生活扶助の移送費の給付について、社会通念上、家族には手術への立会いを強く求められるものであるから、この長女の移動は、「最小限度の連絡を要する場合」として、給付の対象となりうると考え

られる。しかし、処分庁は、給付の要否の決定を行うに当たり、医療扶助の移送費の給付の対象でないことのみを理由としており、生活扶助の移送費の給付の要否の検討を行ったとは認められない。したがって、これを不支給とした処分庁の決定は不当である。

ウ 審査請求人が入院していた期間の世話における費用（平成29年7月15日、同年8月2日及び同年8月23日の交通費）

医療扶助の移送費の給付について、この長女の移動は、審査請求人の移送に付き添うものではない。また、生活扶助の移送費の給付について、処分庁は、審査請求人の主張を踏まえて、医療機関に状況を確認した上で、「最小限度の連絡を要する場合」とは認めなかったものであり、社会通念上、洗濯などの身の回りの世話を「最小限度の連絡」と認めなければならないという合理的理由もない。よって、この点不支給とした処分庁の決定は不当ではない。

エ 退院の同行における費用（平成29年9月1日の交通費）

医療扶助の移送費の給付について、処分庁は医療機関への電話聞き取りを行った上で、嘱託医協議をし、それらの状況等を総合的に考慮し、退院時の審査請求人の移送時に医学的管理等のための付添いが必要な状態であったとは認められないと判断しており、この点処分庁の判断に裁量権の濫用があるとは認められない。また、生活扶助の移送費の給付については、この長女の移動は、退院時の付添いが目的であり、給付の対象とは認められない。よって、この点不支給とした処分庁の決定は不当ではない。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年	7月30日	審査庁から諮問
同年	8月23日	第1回審議
同年	9月10日	第2回審議
同年	9月18日	第3回審議
同年10月	12日	審査請求人の主張書面提出

同年10月18日 第4回審議

同年11月 9日 口頭意見陳述、第5回審議

同年11月26日 第6回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### (1) 審査請求人に係る移送費の支給について

まず、本件処分における審査請求人に係る移送費の支給について検討する。「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。)第3-9-(1)では、医療扶助における移送の給付方針について、個別にその内容を審査して給付を行うものとされており、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」とされている。また、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)1では、医療扶助の移送の趣旨・考え方について、「支給する場合であっても受給者間での不公平が生じないようにするほか、経済的かつ合理的な経路による必要な最小限度の範囲で支給するなど、国民の目線に立った運用が肝要である。」とされている。

#### ア 手術前受診の際の宿泊料

問答集第2編問65によれば、宿泊費を伴う場合の取扱いについて、「被保護者が、治療上の必要性から遠方の指定医療機関を受診する場合であって、治療に要する時間等により、日帰りが困難であると認められる場合」は、「宿泊費を医療扶助の通院移送費として支給して」差し支

えないとされている。

平成29年6月2日の手術前の受診時に要した費用に関し、通院に利用する高速バスの到着予定時刻等を考慮すると、受診予定時刻に間に合うためには前泊することはやむを得ず、手術前の受診のために要した宿泊料については支給されるべきと認められる。よって、この点不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

#### イ 退院の際のタクシー利用料及び高速道路利用料

平成29年9月1日の退院時に要した費用に関し、平成29年7月13日付けで入院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

少なくとも、退院には何らかの交通手段を必要とするから、当該給付要否意見書に記載されている事項、受給者間での公平性、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡等を考慮した上で、「経済的かつ合理的な経路及び交通手段」を用いる場合に要する交通費相当分については支給されるべきである。よって、この点につき、タクシーの利用が不適切であるとして不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

#### ウ 退院後経過観察の際のレンタカー利用料及びそれに係る諸経費

平成29年9月22日及び同年10月27日の退院後の経過観察に要した費用に関し、平成29年11月16日付けで通院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

退院後の経過観察は、運営要領第3-9-(1)にいう「療養に必要な最小限度の日数」に含まれ、少なくとも、通院には何らかの交通手段を必要とするから、前記イ同様、当該給付要否意見書に記載されている事項、受給者間での公平性、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡等を考慮した上で、「経済的かつ合理的な経路及び交通手段」を用いる場合に要する交通費相当分については支給されるべきである。よって、この点につき、生活保護制度においてレンタカーの利用が容認され

ていないとして不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

(2) 長女に係る移送費の支給について

次に、本件処分における長女に係る移送費の支給について検討する。

まず、医療扶助の移送費の給付に関して、問答集第2編第3-6-(5)では、給付対象のひとつとして、「患者移送のために真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの付添人の移送費用」が挙げられている。また、運営要領第3-9-(4)一アでは、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費(医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。)」を支給するとされている。医療扶助の移送費の給付の検討に当たり、長女の付添いに要した費用が、上記にいう「最小限度の実費」に該当するためには、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であったか否かが争点と考えられる。

次に、生活扶助の移送費の給付に関して、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7-2-(7)一アでは、「次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないとき」に移送費の支給が行われるとされており、支給が認められる場合のひとつとして、「被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合」が挙げられている。生活扶助の移送費の給付の検討に当たっては、長女の付添いが、上記にいう「最小限度の連絡を要する場合」に該当するか否かが争点と考えられる。

ア 手術前説明同行の際の高速バス代等交通費及び宿泊料

平成29年6月1日及び同年6月2日の手術前の説明に要した費用について、審査請求人は、手術の説明会に家族の同行が要求され、そのための長女の交通費及び宿泊料が必要であるとの主張をしている。

この点について見ると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、手術の説明に同席することを目的としており、審査請求人は自力で移動することができる状態であったから、審査請求人の移動に長

女の付添いが必要であったとは認められない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、手術時の立会いとは異なり、医師の説明を十分に理解できる状況であったと考えられることから、手術前の説明に家族が同席することが「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

#### イ 手術立会いにおける高速バス代等交通費及び宿泊料

平成29年6月28日から同年6月30日までの手術時の立会いに要した費用について、審査請求人は、手術中の家族の立会いが要求され、そのための長女の交通費及び宿泊料が必要であるとの主張をしており、主治医の見解書でも、「手術には合併症などを起こす可能性があるため、手術当日には御家族の立ち会いが必要」であると示されている。

この点について見ると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、手術の立会いを目的としており、審査請求人は自力で移動することができる状態であったから、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であったとは認められない。

しかしながら、生活扶助の移送費の給付に関して、本件における審査請求人の手術は、不測の事態等に備えて医療機関から家族の立会いを求められたものであり、本人が全身麻酔により一定期間意識を失っていることを考慮すると、「最小限度の連絡を要する場合」として、生活扶助の移送費の給付の対象となりうると考えられる。よって、これを不支給とした処分庁の判断は妥当とはいえない。

なお、長女は、平成29年6月28日と同年6月29日の2日間にわたり宿泊をしているが、当該申請の適否を検討するに当たっては、当該交通費のみならず、宿泊料についても「最小限度の連絡を要する場合」に該当するかどうか、審査請求人の意識の状態や交通機関の状況等の事実関係を把握した上で決定を行うことが必要である。

#### ウ 審査請求人が入院していた期間の世話における高速バス代等交通費

平成29年7月15日、同年8月2日及び同年8月23日に入院して

いた審査請求人の世話のために要した費用について、審査請求人は、入院中に洗濯、介助のために家族の来院が必要であった旨主張しており、本審査会が実施した口頭意見陳述（以下「意見陳述」という。）においても、同様の趣旨の主張をしている。

この点について見ると、医療扶助の移送費の給付に関して、この長女の移動は、審査請求人の移動に付き添うものではない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、前記ア同様、入院中に洗濯等の世話をすることが「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

なお、審査請求人が入院している期間に支給されていた入院患者日用品費は、病院等の入院患者にとって、身の回り品等の日常生活費（被服費、理容衛生費、教育娯楽費など）の補填としての性格を有しており、入院中の洗濯に要した費用は、入院患者日用品費として支給される金員を充てることが予定されている（第25回社会保障審議会生活保護基準部会資料2参照）。

#### エ 審査請求人が退院した際の同行に要した高速バス代等交通費

平成29年9月1日の審査請求人の退院時に要した長女の費用について、審査請求人は、この際の交通費の支給を求めており、意見陳述において、審査請求人の移動に長女の付添いが必要であった旨を述べている。

この点について見ると、医療扶助の移送費の給付に関して、退院の際の移動については交通機関の乗務員の配慮等も期待でき、その補助を長女がしなければならないとまでは認められない。また、生活扶助の移送費の給付に関しては、前記ア及びウ同様、審査請求人の退院に同行することが、「最小限度の連絡を要する場合」に該当するとまでは認められない。よって、これを不支給とした処分庁の判断は、違法又は不当とはいえない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求の一部には理由があり、本件処分の次に掲げる部分については取り消されるべきであることから、本審査会は、前記第1のとおり判断する。

- (1) 審査請求人に係る平成29年6月1日の手術前受診の際の宿泊料
- (2) 審査請求人に係る平成29年9月1日の退院の際の交通費
- (3) 審査請求人に係る平成29年9月22日及び同年10月27日の退院後経過観察の際の交通費等
- (4) 長女に係る平成29年6月28日から同年6月30日までの手術立会いにおける交通費及び宿泊料

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代